

写

23生産第5566号
23消安第5378号
23食産第2870号
23林政経第288号
23水推第948号
平成24年2月3日

関係団体の長 宛て

農林水産省生産局農産部穀物課長
生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
食料産業局食品小売サービス課長
(食品産業政策課題検討チーム長)
林野庁林政部経営課長
水産庁増殖推進部栽培養殖課長

「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」の一部改正について

「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知)が一部改正され、牛用飼料の放射性セシウムの暫定許容値が見直されたことに伴い、「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」(平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので了知願います。

また、このことについて、貴団体の関係者に御周知・御指導いただきますようお願い申し上げます。

別 紙

「平成23年産米に由来する米ぬか等の取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796号、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号農林水産省生産局農産部穀物課長、畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>1 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法</p> <p>米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。</p> <p>ただし、福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、上記によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定し、当該測定値を用いる。その他、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。</p>	<p>1 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 米ぬかの放射性セシウム濃度の算出方法</p> <p>米ぬかの放射性セシウム濃度は、当該米ぬかが発生した際に使用した各々の玄米の放射性セシウム濃度（当該玄米の産地の本調査結果の中で最も高いものをいう。福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、本調査及び緊急調査の結果の中で最も高いものをいう。）に、当該玄米の使用割合及び米ぬかの加工係数を乗じて、これらを合計することにより算出する。ただし、各々の玄米の使用割合が不明な場合には、使用した玄米の中で最も高い放射性物質調査結果に、米ぬかの加工係数を乗じることにより算出する。</p> <p><u>なお、放射性物質調査結果が一般的な定量下限値未満（放射性セシウム134及び同137が各20 Bq/kg未満）の玄米から発生した米ぬかは、以下の①から③の理由により、家畜用飼料の暫定許容値以下として取り扱う。</u></p> <p>ただし、福島県における米の放射性物質緊急調査の対象地域で生産された玄米を使用した場合には、当該対象地域の緊急調査が終わるまでの間は、上記によらず、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定し、当該測定値を用いる。その他、米ぬかの放射性セシウム濃度を測定した場合には、当該測定値を用いる。</p> <p><u>① 福島県における本調査の結果、調査点数（1,276点）の90%（1,154点）の地点で、玄米の放射性セシウム濃度が、放射性セシウム134と同137の合計で20 Bq/kg未満であったこと（別紙1）</u></p> <p><u>② 精米施設では、一般に複数の産地の玄米を精米して発生した米ぬかがまとめて出荷されること</u></p> <p><u>③ 米ぬか等の飼料利用の大半を占める配合飼料について、その原料使用量（全国で約2,400万トン/年）のうち、米ぬかの使用割合は平均で0.2%（約6万トン）、脱脂ぬかの使用割合は平均で0.6%（約14万トン）と僅かであること</u></p>

改正後			現行		
2・3 [略] 別紙1 [略] 別紙2 用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等			2・3 [略] 別紙1 [略] 別紙2 用途ごとに遵守すべき放射性セシウムの規制値等		
用途	規制値等	根拠規定と位置付け	用途	規制値等	根拠規定と位置付け
食品(穀類、その他)	500 Bq/kg	食品衛生法に基づく暫定規制値	食品(穀類、その他)	500 Bq/kg	食品衛生法に基づく暫定規制値
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg (製品重量)	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づく暫定許容値	肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg (製品重量)	「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」(平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知)に基づく暫定許容値
馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg (製品重量)		家畜用飼料	300 Bq/kg (製品重量)	
牛用飼料	100 Bq/kg (製品重量)				
養殖魚用飼料	100 Bq/kg (製品重量)		養殖魚用飼料	100 Bq/kg (製品重量)	
きのこ菌床用培地	150 Bq/kg (製品乾重量)	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知)に基づく当面の指標値	きのこ菌床用培地	150 Bq/kg (製品乾重量)	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」(平成23年10月6日付け23生産第4743号、23林政経第213号、農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長連名通知)に基づく当面の指標値
別紙3-1～別紙5 [略]			別紙3-1～別紙5 [略]		